

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2025 年新春 12 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

はりきゅうの保険給付を目指そう！

代表理事 藤岡 東洋雄

あけましておめでとうございます。

被爆国の日本被団協 2024 年ノーベル平和賞を被爆の実相を世界に広げ「核タブー」確立に大きく貢献したと受賞しました。ロシアがウクライナへの侵略戦争など核の脅威となっています。平和と健康は人類にとって最も大切なもの、核兵器と核の脅威が消えるまで運動が世界に広がることを願うものです。

昨年 3 月兵庫県議会で私たちの会が提出した請願が全会一致で成立しました。まず、日本の現代の東洋医療の位置づけを「日本の医療は近代以降西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されている。」と明確に定義づけています。鍼灸においては法律の位置づけは投薬、手術以外の臨床については全てにおいて担っております。この位置づけは大変意義深いものです。現行のはり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費の受領委任の取扱いにおいては運用上、課題もある。よって、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1. はり師、きゅう師の養成学校は 4 年～6 年課程を促進すること。
2. 療養費の受領委任はより望ましい制度の在り方について広く当事者の意見を聴取し、検討を進めること。

養成学校についても日常の臨床内容から見ても 4 年、6 年制度は必須です。どの健康保険法も医療は給付を義務付けられており、鍼灸あんまマッサージも行われなければなりません。重要なことは、私たちの運動だけでなく兵庫県議会として行われたことです。毎年 2 回昨年は 2 月 7 日と 10 月 1 日に中小業者の団体全商連として請願書を武見敬三厚生労働大臣、福岡資磨厚生労働大臣に提出しました。東洋医療の受診権と現物給付を守る運動は私たちの運動だけではなく全国の商工団体の取組に広がっています。今年春 1～2 月に厚生労働省交渉が予定されています。さらに広い取り組みを目指し進め実現していきましょう。



一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



療養費申請のツボ

●10月1日からの療養費支給申請書の取り扱いについて

令和6年10月1日から療養費支給申請書が大幅に変わります。従来でしたら、古い申請用紙で三か月ぐらいの猶予期間がありましたが、今回は、新しい項目（訪問施術料）等が増えたため、一斉に新しい申請用紙に変更しなければなりません。

●Q&Aは、返戻が前提となっています！

令和6年9月11日に出された疑義解釈資料（Q&A）を読まれた方はわかると思いますが、回答の中の随所に「必要事項の記載がない場合には返戻の対象となり、保険者の審査により返戻となることがあるので留意すること。」とあります。返戻が前提となっているというのか、私たちを脅しているような文章が多数見受けられます。このような書き方の疑義解釈資料は初めてです。しっかりと勉強していただいて、返戻のない申請書を作成していきましょう！

●同意書も提出前にチェックしてください！

療養費支給申請書を提出する前に書き漏れはないか、添付書類漏れはないか等、提出前にチェックしてくださいと、いつもお願いしていますが、同意書も新規・再同意に関わらず、提出前というより、いただいた時点でしっかりとチェックしてください！住所が間違っていたり、傷病名が微妙に変わっていたりすることがあります。これは私の事例ですが、患者名が不記載のものがありませんでした。いただいた時点と提出前のチェックをよろしく願いいたします。

●マッサージの同意書に一部変更があります！

令和6年10月1日からの療養費の一部改訂に伴いマッサージの同意書に一部変更がありました。「訪問又は往療を必要とする理由」という文言が追加されています。10月提出分から往療内訳表の添付が必要なくなりましたので、今後は、新しい同意書を使用してください。当会ホームページからダウンロード出来ます。出来ない方は、事務所から送ってもらってください。鍼灸の同意書は変更ありませんので、そのままお使いください。よろしく願いいたします。

●労災保険の料金が改訂されました！

労災保険の料金が改訂されました。10月分からは、この料金になりますのでご注意ください。

●あはき療養費申請書の提出先変更のお知らせ

令和7年4月受付分以降、兵庫県内の国民健康保険・後期高齢者医療保険及び福祉医療に係る療養費支給申請書の提出先が、兵庫県国保連合会になるようです。事務所から提出いたしますので、会員のみならずには直接関係はありませんがお知らせしておきます。

●往療の考え方

10月からの療養費の支給申請では、往療の考え方が変わっています。往療は、突発的な事由によるものだけになります。支給申請書のカレンダーの◎は、突発的な事由（ぎっくり腰等）が発生し、往診に行った日だけになります。それ以後は、訪問施術料の料金で対応してください。なお、往療料は、往療を行った日の翌日から起算して14日以内は、往療料を請求出来ませんのでご注意ください。

●生活保護の施術について

尼崎の生活保護において施術実態調査と称するアンケートが該当者に届きました。生活保護においては、指定を受けた施術者が行うことと定められているため、複数体制で施術を行っている施術所で指定を受けていない施術者が施術を担当した場合、規定違反になり、返金の対象になるようです。これに対し、指定を受けた施術者のみが施術を行わなければならないというのはおかしいのではないかということで、尼崎生保と交渉を予定しておりますが、どのようになるのかわかりませんので、複数体制で施術をされている施術所の方は、すべてのスタッフに指定を受けていただいております。よろしく願いいたします。

会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

明けましておめでとうございます。マイナンバーカードの資格確認はうまくいきましたか？できてしまえばどうという事のないものですが、なかなか気をもんでドキドキさせられました。フー！